

生活にお困りの方は
ためらわずにご相談ください

相談者用

生活保護のしおり



生活保護の申請は国民の権利です。

相談から決定までの流れ

相談

まず、お住まいの地域を担当する福祉課へご相談ください。
相談窓口職員との面接が行われ、「あなたのご家庭の事情や状況について」くわしくお聞きします。
生活保護制度について説明させていただくとともに、ほかの社会保障制度が活用できる場合には、そちらを優先してご案内します。

申請

生活保護の申請は、保護を受ける本人の他に、扶養義務者又は同居の親族が代理で行うことができます。また、入院中などやむを得ない理由で直接申請できないときは、病院などを通じて申請することもできます。

調査

生活保護の申請書を提出すると、担当のケースワーカーなどがあなたのご家庭を訪問します。その際、「生活の状況や生活保護を受けるための要件を満たしているか」「どの程度保護が必要か」を調査します。また、確認をとるために、金融機関や保険会社への調査なども行います。

決定

生活保護を受けられるかどうかは、申請の手続き後、調査（家庭訪問）等を踏まえ、原則14日以内（特別な場合は30日以内）に決定します。生活保護の決定に納得がいかない場合は、その連絡を受け取った日の翌日から3か月以内に都知事に審査請求の申立てができます。

注意すること Q&A

Q 医療機関にかかりたいときはどうしたらよいですか？

A 生活保護が開始されると、国民健康保険証及び後期高齢者医療保険証は使えません。

開始決定日は原則として、生活保護の申請日に遡ります。申請から決定までの間に医療機関にかかりたい場合は、事前に福祉課へ相談してください。

Q 借金があっても生活保護は受給できますか？

A 生活保護を受けることができます。ただし生活保護費から別途、借金の返済費用は支給できませんので、返済金が多額の場合は法テラス等に相談していただきます。
また、生活保護受給中は原則、借金はできません。借金をした場合は収入とみなされますので、その分、生活保護費が減額されます。

Q 持ち家がある人、住むところがない人は生活保護を受給できますか？

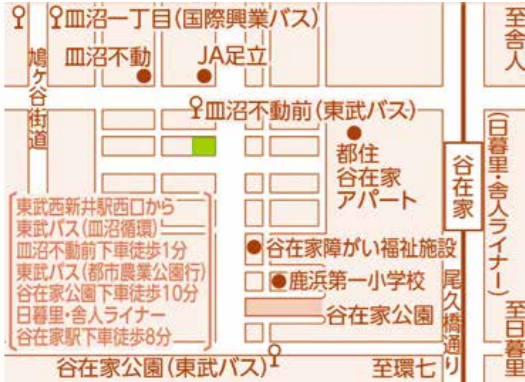
A 持ち家がある方も生活保護を受給できる場合がありますので、ご相談ください。
ただし、資産の処分価値が一定額を上回る場合は処分していただきます。
なお、65歳以上の方が土地・建物を保有している場合、要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の貸付を利用させていただく場合がございます。
また、住むところがない方も生活保護を受給できます。その場合、一時的に住むところを決め、生活保護決定後、生活再建を一緒に考えていきます。

Q 暴力団に入っていました、生活保護は受給できますか？

A 現在も暴力団に所属している場合は生活保護を受給できません。現在、所属していないことが確認できれば受給できます。

*** まずは、お住まいの地域を担当する福祉課へ ご相談ください。**

足立福祉事務所 西部福祉課
鹿浜 8-27-15 ☎3897-5013

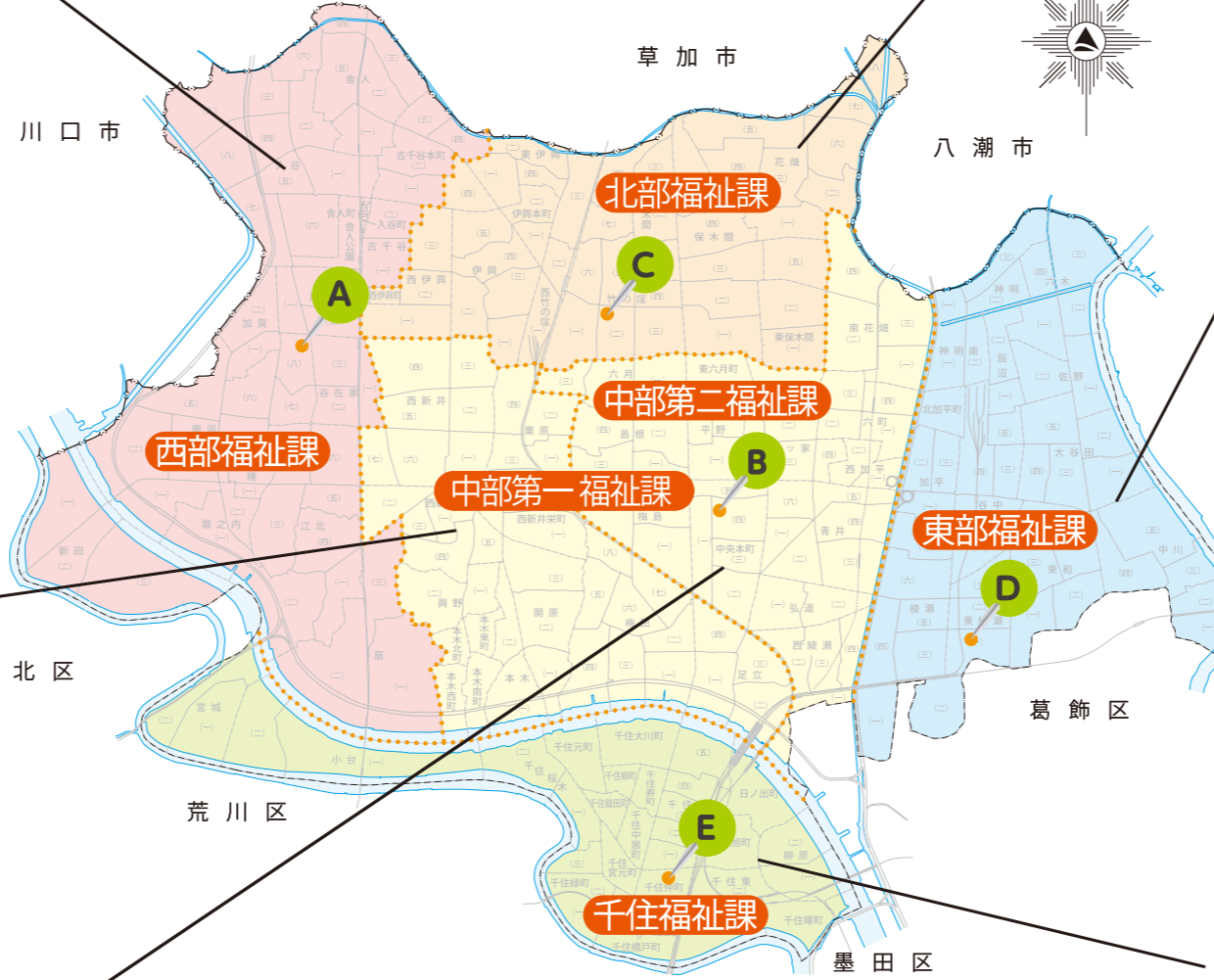


- 管轄地域**
- * 入谷 1～9丁目
 - * 入谷町
 - * 扇 1～3丁目
 - * 加賀 1～2丁目
 - * 江北 1～7丁目
 - * 古千谷 1～2丁目
 - * 古千谷本町 1～4丁目
 - * 血沼 1～3丁目
 - * 鹿浜 1～8丁目
 - * 新田 1～3丁目
 - * 椿 1～2丁目
 - * 舎人 1～6丁目
 - * 舎人町
 - * 舎人公園
 - * 堀之内 1～2丁目
 - * 谷在家 1～3丁目

足立福祉事務所 中央本町4-5-2
中部第一福祉課 (3階) ☎3880-5875
中部第二福祉課 (2階) ☎3880-5419



- 管轄地域**
- 中部第一福祉課**
- * 足立 1～4丁目
 - * 梅田 1～8丁目
 - * 興野 1～2丁目
 - * 栗原 1～4丁目
 - * 関原 1～3丁目
 - * 西新井 1～7丁目
 - * 西新井栄町 1～3丁目
 - * 西新井本町 1～5丁目
 - * 本木北町
 - * 本木西町
 - * 本木東町
 - * 本木南町
 - * 本木 1～2丁目
- 中部第二福祉課**
- * 青井 1～6丁目
 - * 梅島 1～3丁目
 - * 弘道 1～2丁目
 - * 島根 1～4丁目
 - * 中央本町 1～5丁目
 - * 西綾瀬 1～4丁目
 - * 西加平 1～2丁目
 - * 東六月町
 - * 一ツ家 1～4丁目
 - * 平野 1～3丁目
 - * 保塚町
 - * 南花畑 1～4丁目
 - * 六月 1～3丁目
 - * 六町 1～4丁目



凡例

- 福祉課
- 福祉事務所管内

足立福祉事務所開庁時間
月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 5:00
※土曜、日曜、祝日、年末年始の12月29日から1月3日まではお休みです。

足立福祉事務所 北部福祉課
竹の塚 2-25-17 ☎5831-5797



- 管轄地域**
- * 伊興 1～5丁目
 - * 伊興本町 1～2丁目
 - * 竹の塚 1～7丁目
 - * 西伊興町
 - * 西伊興 1～4丁目
 - * 西竹の塚 1～2丁目
 - * 西保木間 1～4丁目
 - * 花畑 1～8丁目
 - * 東伊興 1～4丁目
 - * 東保木間 1～2丁目
 - * 保木間 1～5丁目
 - * 南花畑 5丁目

足立福祉事務所 東部福祉課
東綾瀬 1-26-2 ☎3605-7129



- 管轄地域**
- * 綾瀬 1～7丁目
 - * 大谷田 1～5丁目
 - * 加平 1～3丁目
 - * 北加平町
 - * 佐野 1～2丁目
 - * 神明 1～3丁目
 - * 神明南 1～2丁目
 - * 辰沼 1～2丁目
 - * 東和 1～5丁目
 - * 中川 1～5丁目
 - * 東綾瀬 1～3丁目
 - * 六木 1～4丁目
 - * 谷中 1～5丁目

足立福祉事務所 千住福祉課
千住仲町19-3 ☎3888-3142



- 管轄地域**
- * 小台 1～2丁目
 - * 千住曙町
 - * 千住旭町
 - * 千住東 1～2丁目
 - * 千住大川町
 - * 千住河原町
 - * 千住寿町
 - * 千住桜木 1～2丁目
 - * 千住関屋町
 - * 千住龍田町
 - * 千住仲町
 - * 千住中居町
 - * 千住橋戸町
 - * 千住緑町 1～3丁目
 - * 千住宮元町
 - * 千住元町
 - * 千住柳町
 - * 千住 1～5丁目
 - * 日ノ出町
 - * 宮城 1～2丁目
 - * 柳原 1～2丁目

* 生活保護とは

健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を援助します。

病気や高齢のために働けなくなるなど、自分たちで努力しても暮らしに困ってどうにもならないときがあります。

生活保護は、そのようなときでも最低限度の生活が送れるように、暮らしに必要なお金や医療などを給付する制度です。

また、将来的に自立できるよう、助けることを目的としています。



* 生活保護の内容

受けられる扶助（生活保護費）の種類は、大きく8つに分かれています。

どの年齢にも関係するもの

ライフステージに応じて

生活

食費・衣服費・水道光熱費などの日常生活に必要な費用



出産

分べん費など
※児童福祉法の入院助産制度が優先されます

教育

学校給食費・教材費・学用品などの義務教育に係る費用

住宅

家賃・契約更新料・敷金・礼金・家屋修繕費など



生業

就労に必要となる資格取得費用・高校や高等専門学校などの就学費用

介護

家事援助や施設入所に係る介護サービス費など

医療

病気やけがの治療に要する医療費・通院のための交通費など



葬祭

死亡診断の費用や遺体の運搬・火葬の費用など

* 生活保護を受けるにあたって

収入・資産・能力・そのほかの制度を生活のために活用して、それでも最低限度の生活費が足りない場合に、その足りない部分を補うため生活保護が行われます。

資産の活用

預貯金・不動産・生命保険・自動車・バイクなど。ただし、特別な事情により保有が認められるものもありますので相談してください。



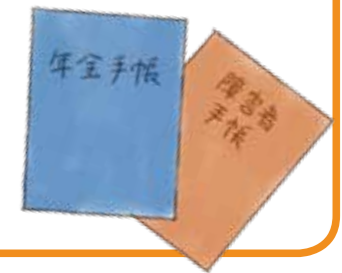
能力の活用

健康状態や能力に応じて働く義務があります。



ほかの制度の活用

雇用保険・健康保険・各種年金・各種手当など、社会保障制度で給付を受けることができる場合には、それらを必ず活用してください。



* 扶養義務者の扶養について

親・子・兄弟姉妹など（民法に定める扶養義務者）がいる場合に、それぞれの扶養義務者の状況に応じて、扶養または支援が可能か、手紙などで回答を求めます。ただし、扶養義務者が扶養しないことを理由に生活保護を受けられないということはありません。「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養照会を行わない取扱いとしています。

「扶養義務の履行が期待できない者」の例

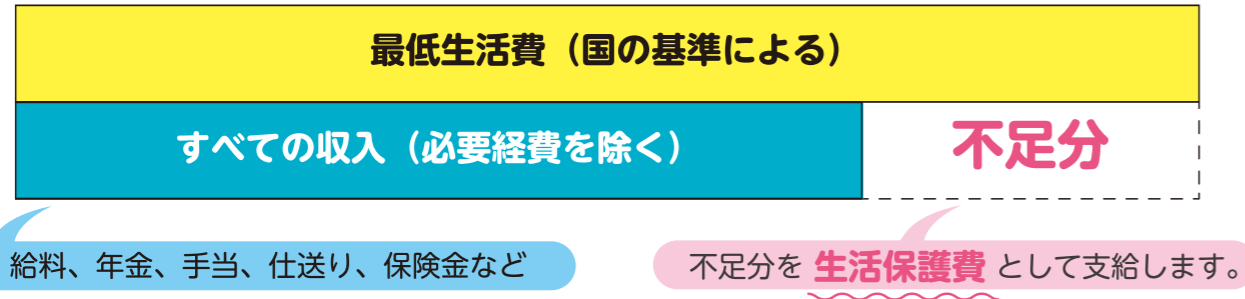
- ・当該扶養義務者が生活保護受給者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（いわゆる専業主婦・主夫等）、未成年者、概ね70歳以上の高齢者など
- ・当該扶養義務者に借金を重ねている
- ・当該扶養義務者と相続をめぐり対立している
- ・当該扶養義務者と縁が切られている等の著しい関係不良である（例えば10年程度音信不通、扶養義務者が都内近隣に居住しているが、1年以上、音信も含め全く交流が途絶えている場合）
- ・当該扶養義務者に対し、扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者（夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等）

※上記の例に当てはまらない場合でも、特別な事情があれば照会を行わないこともあります。



* 生活保護費の支給のしくみ

厚生労働大臣が定める基準の生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、その差額が生活保護費として支給されます。



最低生活費は生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の合計額です。

世帯の人員、年齢、家賃、生活の実態等によって受けられる扶助や金額は異なります。

* あなたの自立を支援します

足立福祉事務所では、生活保護を受けることになった皆さんが抱えるさまざまな悩みや課題を少しでも解決し、自立に向かっていけるよう、**ケースワーカー**や**母子父子自立支援員**などの支援者や、**就労準備支援事業**により支援します。



ケースワーカーとは

生活保護を受けている間、相談の窓口となる担当者のことです。また、自立のための助言や指導指示を行います。



就労準備支援事業とは

仕事が見つからない方や働くことに不安がある方に向けて、相談やセミナー、就労体験実習などを行い、就労支援を実施します。



母子父子自立支援員とは

DV相談、離婚相談、母子生活支援施設入所に関する相談などを受け、必要な支援をします（生活保護を受けなくても、相談できます。）

* 守らなければならないこと

生活保護を受給している方が守らなければならない義務についても、生活保護法で定められています。

勤労等生活上の義務 生活保護法第60条

- 働くことができる人は能力に応じて、勤労に励まなければなりません。
- 健康の維持向上に努めて、病気の人は、医師の指示に従って治療を受けなければなりません。
- 生活保護費などの支出の節約を図り、保護費は計画的に使わなければなりません。

届け出の義務 生活保護法第61条

- 世帯状況が変わったとき
転入や転出、入院や退院、死亡、障害者手帳の取得・更新などしたとき
- 働いて収入を得たとき
給料・賞与・未成年のアルバイト賃金などがあつたとき
- 仕事以外の収入を得たとき
年金や手当・仕送りや援助、交通事故による相手からの損害賠償金などがあつたとき
- 家賃や地代が変更になったとき
- 資産を得たとき
生命保険・不動産・自動車・高価な貴金属類などを得たとき

指示等に従う義務 生活保護法第62条

- ケースワーカーから生活の維持向上のために必要な指導・指示があつた場合、これに従わなければなりません。
- 生活状況を正しく把握し、適正な保護をするために担当のケースワーカーが家庭訪問します。正当な理由なく、その訪問を拒むことはできません。

生活保護法条文（抜粋）

第一条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第二条（無差別平等の原理）

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

第三条（最低生活保障の原理）

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

第四条（保護の補足性の原理）

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

日本国憲法（抜粋）

第二十五条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。